

酒々井町農業委員会 4月総会会議録

令和2年4月8日（水）

中央庁舎3階会議室

午後2時30分から午後4時30分まで

局長 会議に先立ちまして、職員の異動がありましたので、紹介させていただきます。

（退職職員・異動職員紹介）

局長 総会に移りたいと思いますが、先ず、第1号議案の農用地利用集積計画について、総会資料とりまとめ後に3件の追加がありましたので、本日、ご審議いただければと思います。また、本日予定しておりました農地転用許可申請に係る現地確認ですが、新型コロナウイルス感染症予防対策として、石渡会長と相談し、中止させていただくことといたしましたので、よろしく願いいたします。なお、現地の状況につきましては、一昨日、写真を撮ってまいりましたので、後ほどご確認いただければと思います。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、5番 石橋 義弘 委員、6番 京増 孝一 委員を指名します。また、書記に事務局の大坂主査を任命します。本日の総会は、議案3件ですので、よろしく願いします。

議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、整理番号1から7まで、一括して事務局より説明を求めます。なお、整理番号5と6については、借り受け者が〇〇委員の親族の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。石橋委員におかれましては、採決前に退室願います。

局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から7について、説明させていただきます。資料の2ページをご覧ください。先ず、整理番号1についてですが、貸付者は、上岩橋在住者、借受者は、佐倉市大佐倉在住者です。設定場所は、上岩橋の農地5筆、印旛沼新田の農地3筆です。地目は田、面積は合計で、8,380㎡、利用計画は田です。賃借料は、年、10a当たり米1俵です。備考ですが、今回は、平成27年5月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設

定期間は2年ということです。位置につきましては、3ページ、4ページをご覧ください。続きまして、資料の5ページをご覧ください。

整理番号2についてですが、貸付者は、上岩橋在住者、借受者も、上岩橋在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地4筆、地目は田、面積は合計で、9,254㎡、利用計画は田です。賃借料は、年、138,240円です。備考ですが、前は、平成27年5月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の7ページをご覧ください。整理番号3についてですが、貸付者は馬橋在住者、借受者も、馬橋在住者です。設定場所は、馬橋の農地2筆、墨の農地1筆で、地目は田、面積は合計で3,200㎡、利用計画は田です。賃借料は、年、32,000円です。備考ですが、前は、平成27年5月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、8ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の9ページをご覧ください。整理番号4についてですが、貸付者は、墨在住者、借受者も、墨在住者です。設定場所は、墨の農地4筆で、地目は田、面積は合計で5,424㎡、利用計画は田です。賃借料は、米330kgで設定期間は、5年の新規です。位置につきましては、10ページの位置図をご覧ください。

続きまして、追加議案としてお配りさせていただきました第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号5をご覧ください。貸付者は、公益社団法人千葉県園芸協会、借受者は、伊籾在住者です。設定場所は、伊籾の農地2筆で地目は畑、面積は合計で1016㎡、利用計画は、畑です。権利の種類は、使用貸借で、設定期間は、3年の再設定です。備考ですが、前は、平成29年4月1日から3年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするものです。位置につきましては、裏面の位置図をご覧ください。

続きまして、次ページの整理番号6をご覧ください。貸付者、借受者共に整理番号5と同じ方になります。設定場所は、伊籾の農地1筆、地目は畑、面積は4,381㎡です。利用権の種類は、賃借権で利用計画は畑です。賃借料は、年35,048円です。設定期間は、3年の再設定です。備考ですが、前は、平成29年4月1日から3年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするものです。位置につきましては、裏面の位置図をご覧ください。

続きまして、次ページの整理番号7をご覧ください。貸付者は、公益社団法人千葉県園芸協会、借受者は、伊籾在住者です。設定場所は、伊籾の農地2筆で地目は畑、面積は合計で7,001㎡、利用計画は、畑です。賃借料は、年56,008円で、設定期間は、3年の再設定です。備考ですが、前は、平成31年4月1日から1年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするものです。なお、全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員から補足説明等ありまし

たらお願いします。整理番号1については、小坂推進委員欠席ですので、印旛沼新田地区の方で整理番号2と併せて秋葉推進委員からお願いできますか。整理番号3、4を高崎推進委員整理番号5から7を齊藤推進委員順番に補足説明がありましたらお願いします。

秋葉推進委員 整理番号1、2ともに再設定なので、問題ありません。

高崎推進委員 整理番号3については、再設定なので、問題ありません。
整理番号4については、内容は新規になっていますが、今回借受者が以前から耕作しており問題ないと思います。

齊藤推進委員 整理番号5～7については、再設定なので、問題ありません。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

官田農業委員 整理番号4については、年齢が82歳ですが、5年設定で大丈夫ですか。

高崎推進委員 耕作は主に息子さんがやっているのです、大丈夫です。

議 長 他にないようですので、これから採決を行います。特に問題がないようでしたら、整理番号1から4及び7を一括して採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、異議なしとのことですので、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号1から4及び7について、一括して採決を行います。原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1から4及び7につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号5と整理番号6について採決を行います。先ほども申し上げましたが、借り受け人が〇〇委員の親族の案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、退室願います。

(〇〇委員退室)

議 長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号5と6について、一

括して採決を行います。原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号5と6につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議長 〇〇委員には入室してもらって下さい。

議長 次に、第2号議案 農地法第4条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

局長 第2号議案 農地法第4条許可申請について、説明させていただきます。資料は、11ページからです。

申請人は、飯積在住者です。申請地は、飯積の農地2筆で、地目は田、現況は畑、面積は合計で、944㎡の内0.28㎡です。申請理由は営農型太陽光発電設備の設置で、作付け作物は、みょうがです。立地基準ですが、本申請地は農用地区域ということで、原則的に恒久転用が認められる区域ではありませんが、営農型の太陽光発電施設については、3年の一時転用が認められ、下部作物の収穫量が通常栽培される収穫量の8割を切らなければ、更新できることになっております。位置につきましては、12ページの位置図と13ページの公図を参考にさせていただければと思います。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、資力につきましては問題ありません。信用性につきましては、過去に農地転用の違反行為がありましたが、現在は是正済みとなっております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後、5月中旬に着工し、1か月半の6月末に完成予定とのこと。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、特段盛土等せず石灰により土壌酸度等を整えるとのこと。また、汚水雑排水等は発生せず、日照、通風への影響もなく、特に営農への支障はないと思われまます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、飯田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

飯田農業委員 この場所で営農型を実施して3年後に通常栽培される収穫量の8割の確保ができるのか若干気になります。できなかった場合撤去となることについて本人は了承しているのでしょうか。

局長 了承しています。

議長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

官田農業委員 どの時点から通常栽培される収穫量の8割の確保を確認するのですか。

局長 毎年収穫実績報告を出してもらっており、3年後8割に満たなければ撤去となります。

京増農業委員 今回の転用面積である0.28㎡とはどの部分を指すのですか。

局長 太陽光パネルの支柱の地面の部分の面積です。太陽光パネルの下で作物を作れることを想定しています。また、パネルの下でも栽培できる作物としてみょうがを予定しています。

京増農業委員 飯積〇〇〇〇〇と〇は所有者が違うのですか。

局長 所有者は同じですが飯積〇〇〇〇〇と〇は段差になっています。川沿いのところが一段低くなっています。

宮田農業委員 3年後収穫量8割の条件を満たせずに発電を止めない場合、発電は強制的にストップさせられるのですか。

局長 その場合は県との協議に基づき対応するため強制的にストップさせることは難しいと思われます。なお、違反すれば次回以降転用許可はできなくなる可能性が高いと思われます。

議長 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問をお願いします。

議長 長 次に、第3号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、整理番号1から5まで、一括して事務局の説明を求めます。

局長 資料は17ページからです。先ず、整理番号1についてですが、譲受人は、匝瑳市に住所を有する法人、譲渡人は、上岩橋在住者です。
申請地は、伊籾の農地1筆で、地目は畑、面積は1,143㎡です。申請理由は太陽光発電施設用地です。権利の種類等は、地上権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域がなく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。18ページの位置図と19ページの公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後、6月1日に着工し、7月31日に完成予定とのこと。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、特段盛土等せず整地のみであり、また、汚水雑排水等は発生せず、日照、通風への影響もなく、特に営農への支障はないと思われます。
次に、整理番号2についてですが、譲受人は、匝瑳市に住所を有する法人、譲渡人は、上岩橋在住者です。
申請地は、上岩橋の農地1筆で、地目は畑、面積は1,196㎡です。申請理由

は太陽光発電施設用地です。権利の種類等は、地上権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。24ページの位置図と25ページの公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後、6月1日に着工し、7月31日に完成予定とのことです。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、特段盛土等せず整地のみであり、また、汚水雑排水等は発生せず、日照、通風への影響もなく、特に営農への支障はないと思われま

次に、整理番号3についてですが、譲受人は、匝瑳市に住所を有する法人、譲渡人は、上岩橋在住者です。申請地は、上岩橋の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で1,371㎡です。申請理由は太陽光発電施設用地です。権利の種類等は、地上権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。30ページの位置図と31ページの公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後、6月1日に着工し、7月31日に完成予定とのことです。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、特段盛土等せず整地のみであり、また、汚水雑排水等は発生せず、日照、通風への影響もなく、特に営農への支障はないと思われま

次に、整理番号4についてですが、譲受人は、茨城県鹿嶋市に住所を有する法人、譲渡人は、上岩橋在住者です。申請地は、上岩橋の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で1,294㎡です。申請理由は太陽光発電施設用地です。権利の種類等は、地上権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。36ページの位置図と37ページの公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後、6月1日に着工し、7月31日に完成予定とのことです。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、特段盛土等せず整地のみであり、また、汚水雑排水等は発生せず、日照、通風への影響もなく、特に営農への支障はないと思われま

次に、整理番号5についてですが、譲受人は、酒々井町中央台に住所を有する法人、譲渡人は、尾上在住者です。申請地は、尾上の農地1筆で、地目は畑、面積は1,011㎡です。申請理由は土砂等の埋立事業に併せての農地造成です。権利の種類等は、一時転用を伴う使用貸借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しま

した。42ページの位置図と43ページの公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。一時転用期間につきましては、許可後から、令和3年4月30日までです。周辺には農地はございません。また、汚水雑排水等は発生せず、特に支障はないと思われまます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、整理番号1の地区担当農業委員は、宮田委員及び石橋委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

宮田農業委員 この場所は現在雑種地（荒れ地）となっています。この場所へ国道51号から入っていく道路は舗装されていませんが町道認定されており、作業の車が入ることは問題ないとのこと。

議 長 続いて、整理番号2から4についての地区担当農業委員は、綿貫委員及び京増委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

京増農業委員 整理番号2は駒形神社の周辺にあり、周りにも太陽光が設置されています。整理番号3及び4は隣接しており、再生土事業所に入って行き突き当たり左側一帯です。この一帯は荒れておらず現在きれいに管理されています。

議 長 続いて、整理番号5の地区担当農業委員は、飯田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

飯田農業委員 整理番号5は碎石事業所の隣にあり、現所有者が畑としてきちんと作付けしています。

局 長 この農地と併せて奥の山林の一部も含めて全体で3,000㎡程度の埋め立てを予定しています。埋め立て事業を実施後に元々畑であった部分は畑に戻す予定です。

議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それでは、ここで10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 それでは休憩をとくまして、会議を再開いたします。はじめに、農地法第5条許可申請整理番号5について、説明を求めます。申請代理人を入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 者 代理人を務めます〇〇と申します。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請の整理番号5について、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 者 周囲を資材置場等に囲まれており耕作面積も小さい場所で、この一帯を農地と同じ高さまで埋め立てることを予定しています。併せて町の特定事業についても申請する予定となっております。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

飯田農業委員 奥の方の山林はどの程度先まで埋める予定ですか。

申 請 者 地区の方と相談しながら決定する予定となっております。

京増農業委員 農地転用申請と併せて残土埋立の許可申請は一緒に行っているのですか。

局 長 これから申請する準備をしているところです。

宮田農業委員 先程代理人が話していた関連事業というのはこのことですか。

局 長 そうです。経済環境課で各法令関係等調整して許可手続きを行います。それに併せて農地転用許可も県の方から出します。

宮田農業委員 残土埋立許可申請は面積により対応が変わりますか。

局 長 面積が3,000㎡以下の場合は町許可案件となるため町残土条例に基づき申請いただき、庁内の調整をして問題がなければ許可を出します。その調整の中には農地転用も該当しているため、農地転用も併せて申請し、それぞれ許可となるよう連絡を取り合う予定となっております。

議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

(申請代理人 退室)

議 長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請、整理番号5について採決を行います。

議 長 許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号5につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 続いて、農地法第4条許可申請、及び農地法第5条許可申請について、申請代理人を呼んでおりますので、順番に入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申請者 ○○市から参りまして行政書士の○○と申します。

議 長 今、提出されました農地法4条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申請者 以前から土地所有者より遊休農地を改善したいとの相談を受けており、今回は営農型太陽光発電をやりたいとの申し出がありました。太陽光パネルの下で作付けする作物はミョウガを想定しています。農業経験も豊富でミョウガの経験も十分にあり栽培方法も確かと感じられ、また、販路も自家消費以外に八街市場・成田市場など具体的に想定されており、条件である8割の条件も満たせると思われるため申請に至りました。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京増農業委員 農用地区域をバスターミナルから500mの場合には、2種農地扱いに出来るのですか？

申請者 今回は、バスターミナルではなくバス停でしたので該当にはなりませんでしたが、2種農地扱いにすることが可能です。1種農地ではないので、農振の除外申請は、出せます。

議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

(申請代理人 退室)

議 長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請、整理番号1から整理番号4について採決を行います。なお、整理番号3については、譲渡人が〇〇農業委員ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、整理番号3の採決前に退室願います。

議 長 それでは、整理番号1について、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員ですので、農地法第5条許可申請の整理番号1につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、整理番号2について、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号2につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に整理番号3についてですが、〇〇委員におかれましては退室をお願いします。

(〇〇委員 退室)

議 長 それでは、整理番号3について、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号3につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 〇〇委員には入室してもらって下さい。

(〇〇委員 入室)

議 長 続きまして、整理番号4について、採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号4につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、その他について事務局より何かありましたらお願いします。

(農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について)

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 8日の金曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、8日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、8日の金曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

令和2年4月8日